

学校司書の現状について

平成28年6月19日

文部科学省 初等中等教育局
児童生徒課

学校司書の法的位置付について

○学校図書館法(昭和28年8月8日法律第185号)

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則 (平成26年6月27日法律第93号)

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

学校図書館法の一部を改正する法律について(平成26年6月成立)

趣旨

学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする^{こととし}、学校司書の資質向上のための研修の実施等を講ずるよう努めるものとする^{こと}。

法律の内容

- ・ 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を置くよう努めなければならない(第6条第1項関係)。
- ・ 国及び地方公共団体は、学校司書の資質向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第6条第2項関係)。
- ・ 国は、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする(附則関係)。

これまでの経緯

- ・ 学校図書館法は昭和28年議員立法により成立。本格的な改正は、平成9年議員立法による改正のみ。
- ・ 第183回通常国会において、超党派の「子どもの未来を考える議員連盟」が①学校に学校司書を置くよう努めること、②国及び地方公共団体の学校司書の資質向上のための研修等の措置を講ずるよう努めるものとする^{こと}を内容とする学校図書館法の改正を検討。
- ・ 第186回通常国会にあつては、4月25日に新たに「学校図書館議員連盟」が設立され各党の実務者による関係団体のヒアリングを含め協議を進め、5月30日の議連総会で今回の改正を内容とする骨子案を了承。
- ・ 6月10日、衆議院に自民・公明・民主・みんな・結い・生活・社民の7党共同で提出。その後衆議院・参議院ともに、全会一致で可決。

施行期日

平成27年4月1日

2

学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議① (平成27年6月以降)

経緯

学校図書館法の一部を改正する法律附則第2項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定。

趣旨

- ・ 学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備である。近年では、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習やNIE(Newspaper in Education)、また、国語や社会、美術等様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、「アクティヴ・ラーニング」を支援していく役割が期待される。
- ・ 学校図書館法附則第2項を踏まえ、有識者等の協力を得て、学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針を得るため、学校図書館の整備充実に関する調査研究を行う^{こととする}。

設置期間

平成27年6月30日から平成29年3月31日までとする。

学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議②

検討事項

- (1) 学校図書館の運営にかかる基本的な視点について
- (2) 学校司書資格・養成等の在り方について
- (3) 学校司書の職務のより一層の充実のための方策について
- (4) その他

委員

- ・ 稲垣 達也 東京都教育庁指導部主任指導主事
- ・ 植松 貞夫 跡見学園女子大学文学部教授・図書館長・情報メディアセンター長
- ・ 加藤 容子 岡山県津山市立北陵中学校学校司書
- ・ 小瀬村 良美 神奈川県平塚市立南原小学校司書教諭・総括教諭
- ・ 小西 哲也 兵庫教育大学教授
- ・ 小林 功 埼玉県立大宮中央高等学校司書教諭
- ・ 佐藤 淳 島根県教育庁教育指導課指導主事
- ・ 實吉 幹夫 学校法人東京女子学園理事長・東京女子学園中学高等学校校長
- ・ 品川 裕香 教育ジャーナリスト・編集者
- ・ 高橋 聡 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社公益サービス企画カンパニー長
- ・ 武島 敦子 清須市学校支援地域本部統括コーディネーター
- ・ 平久江 祐司 筑波大学図書館情報メディア系教授
- ・ 堀川 照代 青山学院女子短期大学教授
- ・ 堀部 尚久 神奈川県横浜市立並木中央小学校校長
- ・ 三浦 太郎 明治大学文学部専任准教授
- ・ 米澤 久美子 東京都立府中東高等学校(課長代理)司書

4

学校司書の配置状況について

合計

	配置学校数	全体に占める割合
国立	94校	58.0%
公立	18,400校	55.3%
私立	1,323校	56.9%
合計	19,817校	55.4%

小学校

	配置学校数	全体に占める割合
国立	40校	55.6%
公立	10,978校	54.5%
私立	91校	41.9%
計	11,109校	54.4%

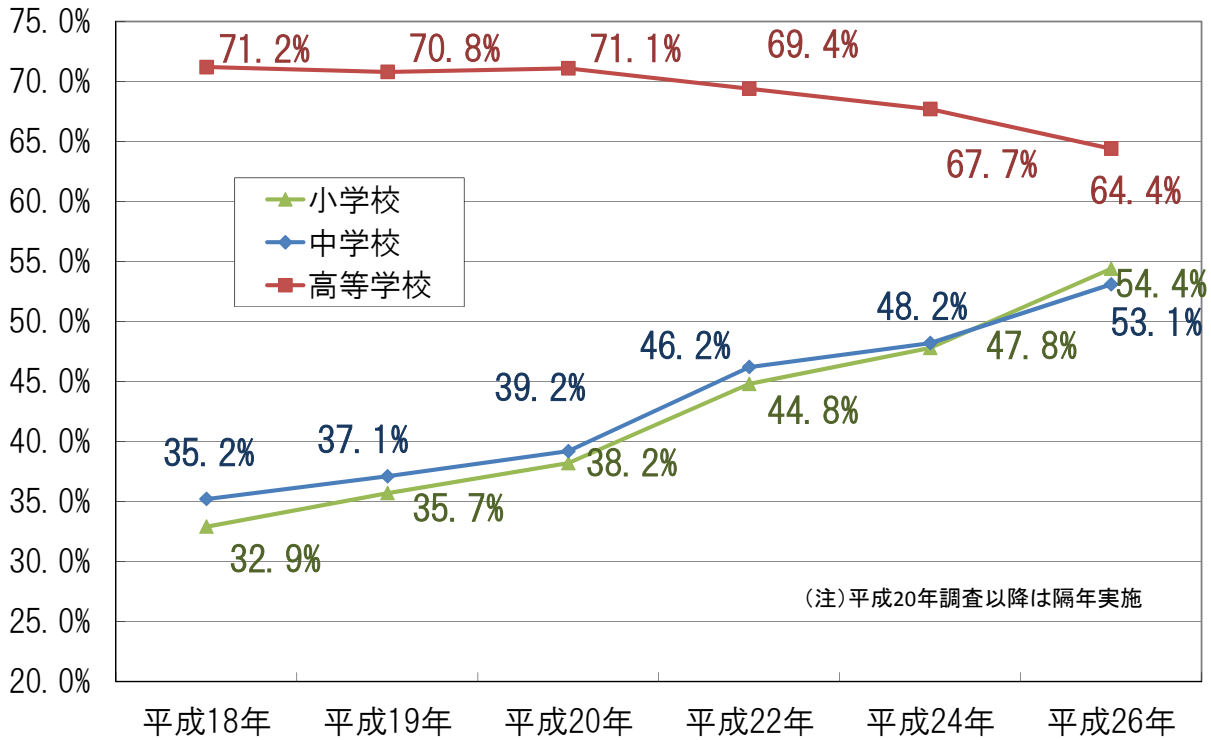
中学校

	配置学校数	全体に占める割合
国立	40校	54.8%
公立	5,051校	52.8%
私立	416校	56.1%
計	5,507校	53.1%

高等学校

	配置学校数	全体に占める割合
国立	14校	82.4%
公立	2,371校	66.5%
私立	816校	59.6%
計	3,201校	64.4%

学校司書の配置率の推移について



「学校図書館の現状に関する調査」より（数値は当該年の5月1日現在）

6

学校司書の配置人数について

合計

	人数	常勤		非常勤	
国立	98	14	14.3%	84	85.7%
公立	19,303	5,164	26.8%	14,139	73.2%
私立	1,901	1,124	59.1%	777	40.9%
合計	21,302	6,302	29.6%	15,000	70.4%

小学校

	人数	常勤		非常勤	
国立	42	5	11.9%	37	88.1%
公立	11,486	1,991	17.3%	9,495	82.7%
私立	112	61	54.5%	51	45.5%
合計	11,640	2,057	17.7%	9,583	82.3%

中学校

	人数	常勤		非常勤	
国立	41	6	14.6%	35	85.4%
公立	5,252	1,069	20.4%	4,183	79.6%
私立	611	343	56.1%	268	43.9%
合計	5,904	1,418	24.0%	4,486	76.0%

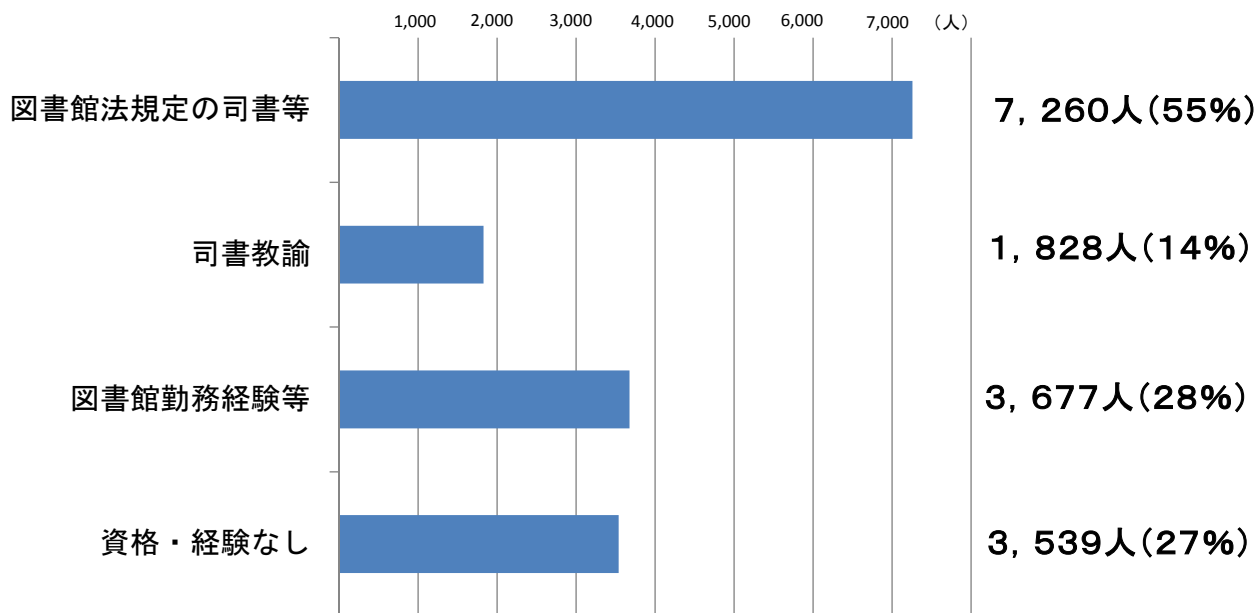
高等学校

	人数	常勤		非常勤	
国立	15	3	20.0%	12	80.0%
公立	2,565	2,104	82.0%	461	18.0%
私立	1,178	720	61.1%	458	38.9%
合計	3,758	2,827	75.2%	931	24.8%

「学校図書館の現状に関する調査」より（数値は平成26年5月1日現在）

7

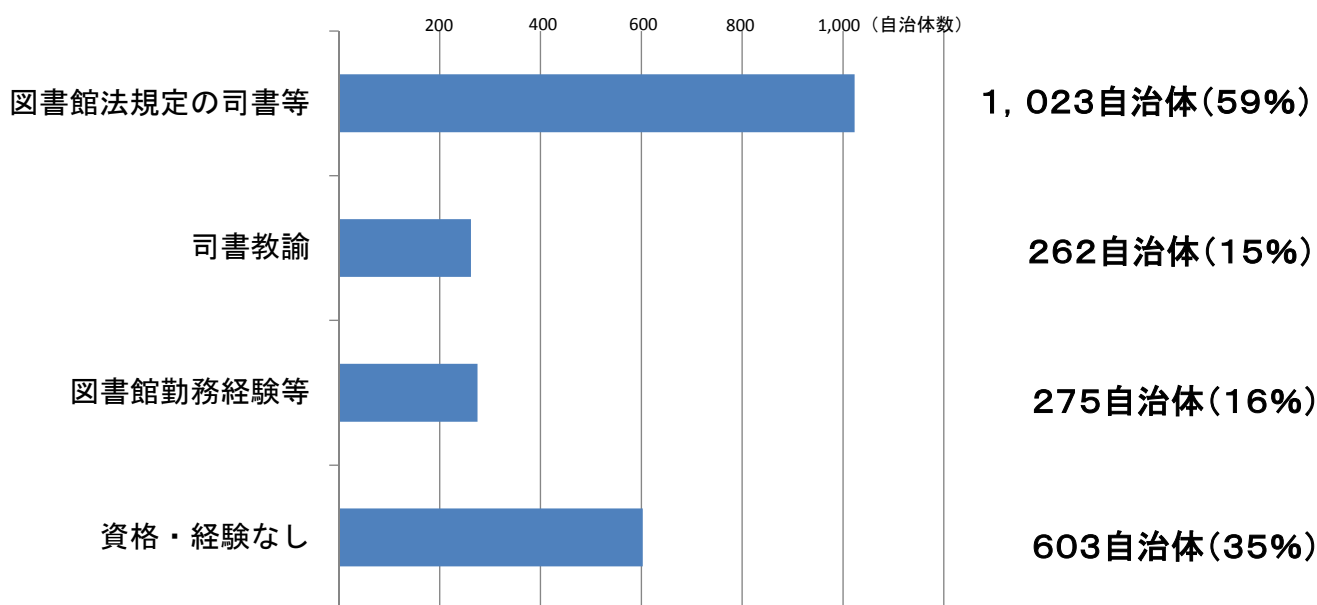
学校司書が採用時点で有していた資格について(公立)



※ 回答のあった学校司書(常勤・非常勤問わず)13,309人が対象
 ※ 複数選択可能なため、合計人数は13,309人を上回る
 ※ ()内は対象13,309人に対する割合

「学校図書館の現状に関する調査」より
 (数値は平成26年5月1日現在)

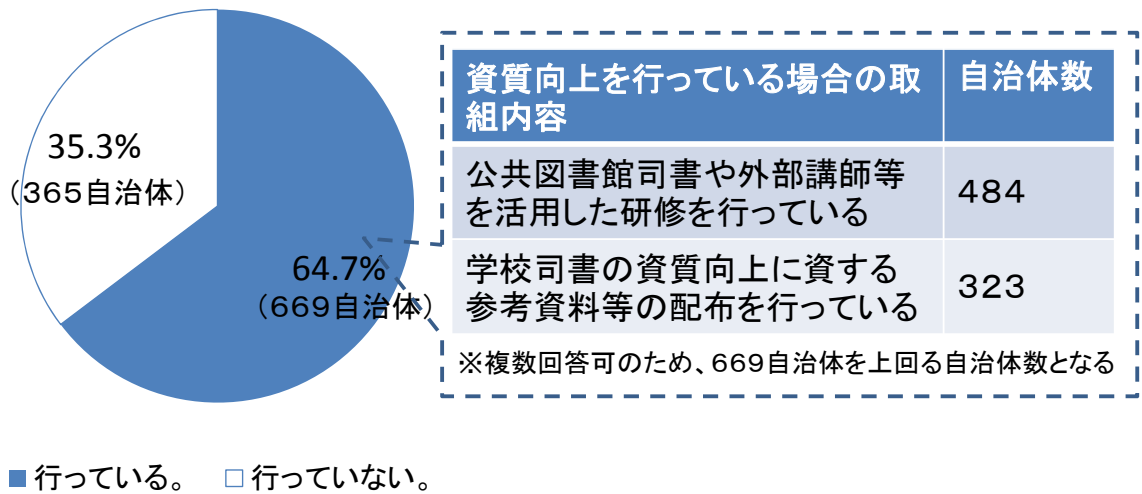
地方自治体における学校司書の採用条件について(公立)



※ 複数選択可能なため、合計数は全1,741自治体(平成26年度時点)を上回る
 ※ ()内は全1,741自治体に対する割合

「学校図書館の現状に関する調査」より
 (数値は平成26年5月1日現在)

学校司書の資質向上のための取組について(公立)



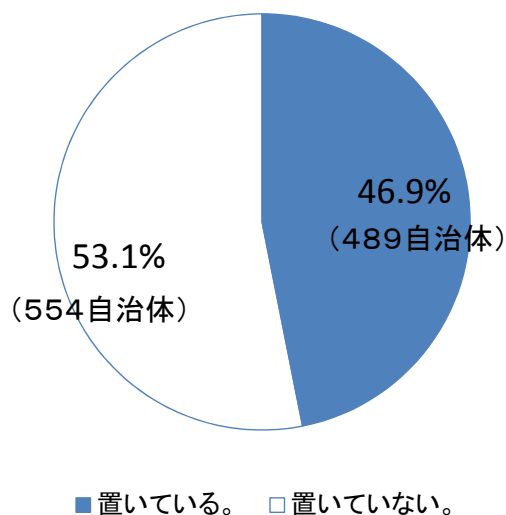
※「学校図書館の現状に関する調査」(平成26年5月1日現在)

※問「貴教育委員会において、学校司書を配置している場合、学校司書の資質向上を図る取組を行っておりますか」に対して、①行っている、②行っていない、のいずれかで回答。

※回答のあった1,034自治体について集計。

10

学校司書に対する指導助言の体制について



※「学校図書館の現状に関する調査」(平成26年5月1日現在)

※問「貴教育委員会や教育センターにおいて、学校司書を配置している場合、学校司書に対し、指導助言を行うことができる学校図書館担当指導主事や担当スタッフを置いていますか」に対して、①置いている、②置いていない、のいずれかで回答。

※回答のあった1,043自治体について集計。

11

第4次学校図書館図書整備5か年計画(概要)

- ◆平成24年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指す：
 単年度約200億円(5か年計約1,000億円)
 (内訳)増加冊数分:単年度約86億円(約430億円)
 更新冊数分:単年度約114億円(約570億円)

- 参考:第1次(平成5～9年度):5か年総額500億円
 第2次(平成14～18年度):単年度130億円(5か年総額約650億円)
 第3次(平成19～23年度):単年度200億円(5か年総額1000億円)
 ※平成10～13年度においては、単年度100～110億円の措置を実施

- ◆学校図書館への新聞配備 :約15億円(5か年計約75億円)
 (内訳)新聞1紙配備分

学校司書の配置(単年度措置・概要)

- ◆学校司書の配置:単年度約150億円
 (内訳)1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置

これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告のポイント)(平成26年3月31日) —学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議—

学校図書館の利活用の意義

- 確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要。
- 同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められる。
- これらの活動の充実のため、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを活用していくことが重要。

学校図書館担当職員に求められる役割・職務

○ 学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)は、学校教職員の一員として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

＜読書センター機能＞	＜学習センター機能＞	＜情報センター機能＞
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備 ● 学校における読書活動の推進や読む力の育成のための取組の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 司書教諭や教員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の整備 ● 児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館資料を活用した児童生徒や教員の情報ニーズへの対応 ● 情報活用能力の育成のための授業における支援等

○ これらの役割を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策

○ 学校図書館担当職員がこうした役割・職務を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対する「教育」との両面にわたる知識・技能を習得することが求められる。

＜学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能＞	＜児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における学校図書館の意義に関すること ○ 情報や資料の種類や性質に関すること ○ 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の発達に関すること ○ 学校教育の意義や目標に関すること ○ 学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること等

○ これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取組のみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠。

学校の教職員をはじめとする学校関係者は、学校図書館担当職員がその資質能力を遺憾なく発揮できるような環境を整えることが求められる。校長は、校務をつかさどる者として、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。

学校図書館の役割について

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の3つの役割を担うもの。

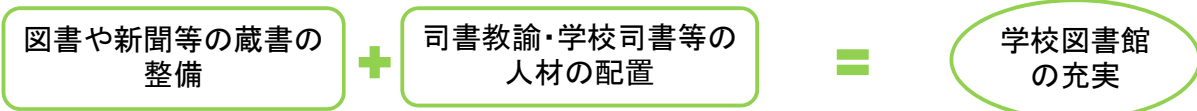
- ①読書センター 読書活動の拠点となること
- ②学習センター 授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと
- ③情報センター 情報活用能力を育むこと



学校図書館が充実し、その役割を果たすことで…

- ① **読書好きの子供を増やし**、確かな学力、豊かな人間性を育む
 - ② **授業で蔵書・新聞等を利活用**し、思考力・判断力・表現力等を育む
 - ③ 探究的な学習活動等を行い、子供の**情報活用能力**を育む
 - ④ 豊富な授業に役立つ資料を通じ、**教員の指導力**も向上する
 - ⑤ 悩みを抱える子供の「**心の居場所**」となる
- ことなどが期待。

学校図書館の充実には蔵書・人材の双方の充実が必要



司書教諭の講習科目のねらいと内容①

科目・単位数	ねらい	内容
学校経営と学校図書館(2単位)	学校図書館の教育的意義や経営など全般的事項についての理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> 1)学校図書館の理念と教育的意義 2)学校図書館の発展と課題 3)教育行政と学校図書館 4)学校図書館の経営(人、施設、資料、予算、評価等) 5)司書教諭の役割と校内の協力体制、研修 6)学校図書館メディアの選択と管理、提供 7)学校図書館活動 8)図書館の相互協力とネットワーク
学校図書館メディアの構成(2単位)	学校図書館メディアの構成に関する理解及び実務能力の育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> 1)学校図書館メディアの種類と特性 2)学校図書館メディアの選択と構成 3)学校図書館メディアの組織化 <ul style="list-style-type: none"> ・分類の意義と機能、日本十進分類法等の解説 ・件名標目表の解説 ・目録の意義と機能、日本目録規則の解説 ・目録の機械化 4)多様な学習環境と学校図書館メディアの配置
学習指導と学校図書館(2単位)	学習指導における学校図書館メディア活用についての理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> 1)教育課程と学校図書館 2)発達段階に応じた学校図書館メディアの選択 3)児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成 4)学習過程における学校図書館メディア活用の実際 5)学習指導における学校図書館の活用 6)情報サービス(レファレンスサービス等) 7)教師への支援と働きかけ

司書教諭の講習科目のねらいと内容②

科目・単位数	ねらい	内容
読書と豊かな人間性 (2単位)	児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る	1)読書の意義と目的 2)読書と心の教育(読書の習慣形成を含む) 3)発達段階に応じた読書の指導と計画 4)児童・生徒向け図書の種類と活用(漫画等の利用方法を含む) 5)読書の指導方法(読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等) 6)家庭、地域、公共図書館等との連携
情報メディアの活用 (2単位)	学校図書館における多様な情報メディアの特性と活用方法の理解を図る	1)高度情報社会と人間(情報メディアの発達と変化を含む) 2)情報メディアの特性と選択 3)視聴覚メディアの活用 4)コンピュータの活用 ・教育用ソフトウェアの活用 ・データベースと情報検索 ・インターネットによる情報検索と発信 5)学校図書館メディアと著作権

平成10年3月18日付文初小第80号文部省初等中等教育局長通知
「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について」より

16

学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開設等に係る状況について

- 学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開設しているのは、平成26年度時点で全225大学。

学校図書館司書教諭講習科目に相当する授業科目の開設等に係る状況一覧(抄)

1. 大学名等			2. 平成26年度授業科目開講等に係る状況				
学校種	大学名	所在地 (都道府県名)	学校経営 と学校図 書館	学校図書 館メディア の構成	学習指導 と学校図 書館	読書と豊 かな人間 性	情報メデ ィアの活 用
国立	北海道教育大学教育学部札幌校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部函館校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部旭川校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部釧路校	北海道	○	○	○	○	○
国立	北海道教育大学教育学部岩見沢校	北海道	○	○	○	○	○
私立	苫小牧駒澤大学	北海道	○	—	○	—	○
私立	藤女子大学	北海道	○	○	○	○	○
私立	北海学園大学	北海道	○	○	○	○	○
私立	稚内北星学園大学	北海道	○	○	○	○	○
私立短期	國學院大學北海道短期大学部	北海道	○	○	○	○	○
私立	弘前学院大学	青森県	○	○	○	○	○
私立短期	青森中央短期大学	青森県	—	○	—	—	—

(省略)

17

各資格の義務付の状況について

○ 『地方分権推進計画』(平成10年5月29日閣議決定) 抄

第3 必置規制の見直しと国の地方出先機関の在り方

1 必置規制の見直し

1) 法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制の見直し

ア 職員に関する必置規制

職員に関する必置規制を見直すに当たっては、その規制が必要とされる理由、規制の内容、実態などに応じ、職そのものの設置を義務付けるもの、一定の職務上の名称を義務付けるもの、職員が一定の資格を有することを義務付けるもの、専任であることを義務付けるもの、配置基準による配置を義務付けるものなど個々の規制の性格を明らかにし、それぞれの規制の必要性和妥当性を検討し、必要最小限の規制にとどめる。

…(省略)…

(イ) 職務を適切に執行するためにどのような知識、能力、経験が必要とされるかは、本来、任命権者が、職務の内容、性格、専門性等に応じ、個々に判断すべき性質のものであり、資格に関する規制として法令により一定の資格を義務付けるのは、その職務について、民間共通の資格が必要とされる場合と、地方公共団体の職員のみに係る資格であっても、法律又は条例に根拠を有する試験による資格が必要とされる場合に限るものとする。

職員が、職務に関係する一定の学歴・経験年数を有することや一定の講習を受けることは望ましいことではあるが、このような基準は本来任命権者において判断されるべき職員の基本的能力や習熟度を示すものであることから、職に就くための資格として全国的に一律の義務付けを行うことは、国民の生命・健康・安全に関わる、法令で定める専門的な講習を除き、適当ではなく、これを存置する場合にはガイドラインとするものとする。

○ 公立図書館や大学図書館において、司書として勤務するために、法令上、図書館法に定める「司書」資格等が求められるものではない。